

平成二十五年二月定例会（二月二十一日）

# 長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十五年二月二十一日(木曜日)

出席議員(三十名)

第一番	竹内重也議員
第二番	市川和彦議員
第三番	寺澤和男議員
第四番	寺沢さゆり議員
第五番	小林義直議員
第六番	岡田莊史議員
第七番	松井英雄議員
第八番	小林秀子議員
第九番	塩入学議員
第十番	布目裕喜雄議員
第十一番	小林義和議員
第十二番	野々村博美議員
第十三番	豊田清寧議員
第十四番	佐藤壽三郎議員
第十五番	関野芳秀議員
第十六番	田沢佑一議員
第十七番	宮坂重道議員
第十八番	和田英幸議員
第十九番	宮島祐夫議員
第二十番	入日時子議員
第二十一番	小淵晃議員

第二十二番	関谷明生議員
第二十三番	水谷清議員
第二十四番	内山信行議員
第二十五番	松木昭一議員
第二十六番	福澤惠美子議員
第二十七番	西沢寅夫議員
第二十八番	久保田陽一議員
第二十九番	寺島涉議員
第三十番	塚田實議員

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲澤正一君
副広域連合長	黒田和彦君
会計管理者	雨宮一雄君
理事(須坂市長)	三木正夫君
理事(千曲市長)	岡田昭雄君
理事(坂城町長)	山村弘君
理事(小布施町長)	市村良三君
理事(高山村長)	久保田勝士君
理事(信濃町長)	松木重博君
理事(小川村長)	伊藤博文君
理事(飯綱町長)	相澤龍右君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長	善財孝文君
事務局総務課長	和田秀晴君
事務局次長兼福祉課長	若林今朝長君
事務局参事兼環境推進課長	土屋文治君
総務課課長補佐	新井芳美さん
総務課課長補佐	藤澤勝彦君
福祉課課長補佐	中島威君
福祉課課長補佐	仁科良勇君
環境推進課調整幹	海沼健一君
環境推進課建設推進室長	相澤武彦君
総務課係長	池田順英君
環境推進課係長	稲葉聡子さん
環境推進課係長	長野将君
環境推進課建設推進室係長	宮澤洋一君
環境推進課建設推進室係長	西条己智男君
環境推進課建設推進室係長	青木猛治君
環境推進課建設推進室係長	桑原義敬君

職務のため会議に出席した職員

職員

青木淳君

職員

深谷正樹君

## 議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 常任委員会委員の選任について
- 一 議会運営委員会委員の選任について
- 一 議会第一号及び議会第二号
  - 一 括上程、提案者説明、採決
- 一 議案第一号から議案第四号
  - 一 括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第五号
  - 一 上程、理事者説明、質疑、討論、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長挨拶
- 一 閉会

午後一時二十八分 開会

○議長（岡田荘史君） ただいまのところ、出席議員数は三十名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成二十五年二月長野広域連合議会定例会を開会いたします。

午後一時三十分 開議

○議長（岡田荘史君） 本日の会議を開きます。

会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配付のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、議席の指定を議題といたします。

議長から異動のあった一名の議席を指定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田荘史君） 御異議なしと認めます。

ただいま御着席の氏名表示板に記載してありますので、番号のとおり議席を指定いたします。

当該議員さんは、自席で自己紹介をお願いいたします。

○十五番（関野芳秀君） 本定例会よりお世話になります、須坂市議会から出向しております関野芳秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（岡田荘史君） 十五番、関野芳秀議員。

次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

七番 松井英雄議員、三十番 塚田 實議員、以上、二名の方を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成二十四年十月分から十二月分の一般会計、特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいつておりますので、御報告いたします。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、御紹介申し上げます。  
自己紹介をお願いいたします。

○理事（市村良三君） 小布施町の市村良三と申します。また、この会義でもって皆さん方に大変お世話になることになりました。大変、御迷惑をおかけいたしますけども、どうぞよろしくお引き回してください。お願いいたします。

○議長（岡田荘史君） どうもありがとうございました。

次に、常任委員の選任についてを議題といたします。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から後任の委員を指名申し上げます。

福祉環境委員会委員に関野芳秀議員、一名を御指名申し上げます。

次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。このため、広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から後任の委員を御指名申し上げます。

議会運営委員会委員に佐藤壽三郎議員、以上一名の方を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議会第一号及び議会第二号、以上二件、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三番、寺澤和男議員。

○三番（寺澤和男君） 三番、寺澤和男でございます。

私から、議会第一号及び第二号につきまして御説明申し上げます。

まず議会第一号、長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、委員会の委員の選任方法や在任期間等について条例で定めることになったこと及び障害者自立支援法の一部改正によりまして、障害程度区分の名称が障害支援区分と改められることに伴いまして、第一条に常任委員会の所屬を第六条にですね、特別委員の在任期間を、第七条に委員の選任について規定するとともに、第二条の障害程度区分認定審査会の名称を障害支援区分認定審査会に改めるものでございます。

なお、施行日は、審査会の名称の改正が平成二十六年四月一日、その他が平成二十五年三月一日でございます。

次に、議会第二号、長野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、議会が本会議において公聴会を開くことや、参考人の出頭を求めることができることになったことから、公聴会及び参考人の規定を第一章第九節として第七十六条から第八十二条まで追加するものでございまして、施行期日は平成二十五年三月一日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（岡田荘史君） お諮りいたします。

本件に関しては質疑、討論、委員会付託を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

議会第一号、長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例、本件を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり決しました。

次に、議会第二号、長野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則、本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり決しました。

続いて、議案第一号から議案第四号、以上四件、一括議題といたします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

鷺澤広域連合長。

○広域連合長（鷺澤正一君） 本日、ここに平成二十五年二月長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして本広域連合の事務事業の当面する諸課題について申し上げます。

初めに、ごみ処理施設の建設について申し上げます。

去る一月二十二日、長野市に計画しておりますA焼却施設の建設について、地元である大豆島地区住民自治協議会から基本同意書をいただくことができました。

A焼却施設建設につきましては、平成十七年に長野市が大豆島松岡を建設候補地として決定して以来、歴代役員の皆さんが中心となり真剣に協議、検討していただきました。

地域住民の皆さんの様々な御意見がある中で、大変重い決断をさせていただいたことに対し敬意と感謝を申し上げるとともに、改めて大きな責任を感じているところでございます。

今後も地域の皆さんの声に耳を傾けつつ、関係市町村と十分御協議し、平成三十年度の稼働を目指し、着実に事業を進めてまいりる所存であります。

また、千曲市に計画しておりますB焼却施設及び須坂市に計画しております最終処分場につきましても、各市におかれましても大変御尽力をいただいておりますが、平成三十年度に間に合うよう、環境影響評価など各種調査の実施及び施設計画の作成並びに地元協議を進めていきたいと考えております。

ごみ処理施設の整備は、本広域連合にとって最重要課題でありますことから、議員の皆様におかれましても、一層の御指導、御協力をお願いいたします。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設の運営は、増加する認知症や医療的ケア及び感染症に対する対応などのほか、介護報酬単価の改定による収入減や深刻な人材確保問題など、大変厳しい状況の中で、本広域連合が運営しております各施設においては、老朽化した浴室及び手狭となった食堂の改修などを行うとともに、全ての老人ホームへのスプリンクラーの設置を完了するなど、施設サービスの充実に努めてまいりました。

新年度においても、引き続き養護老人ホーム松寿荘の居室の増築や特別養護老人ホーム矢筒荘の食堂改修などを実施し、安心して御利用いただけるよう居住環境の整備を図ってまいります。

また、たんの吸引や、胃や腸へ流動食を投与する、いわゆる経管栄養などの医療的ケアを必要とする御利用者が増加している状況から、介護職員などが適切にこれらの処置が行えるよう、研修の機会を充実するなど、医療的ケアの体制を整え、サービス向上に努めてまいります。

次に、本広域連合の高齢者福祉施設の社会福祉法人化について申し上げます。

昨年十一月の議会において、特別養護老人ホーム杏寿荘の移管先として、社会福祉法人大志会を選定したことを御報告申し上げます。

その後、円滑な移管を図ることを目的に社会福祉法人大志会との間で協議を重ね、引継ぎに関する基本的事項を定めた基本協定書を、この二月一日に締結いたしました。

今後は、平成二十六年四月一日の移管に向け、この基本協定書に基づき、移管の引継ぎを進めてまいります。移管に当たりましては御利用者、御家族、地域の皆様に必要な御説明をし、また、御相談を申し上げながら進めてまいります。

次に、介護認定及び障害程度区分認定審査について申し上げます。

長野広域圏内における昨年十月の高齢化率は二六・九％となり、町村部では四十％を超える地域もあることから、今後、介護認定の判定審査が増加することが予想されることや、障害者の障害程度区分認定審査についても、制度の普及や充実が進んでいることから、審査件数は今後も引き続き増加が予想されます。

このような中で、平成二十五年度は、審査会に携わる嘱託職員一名を増やし、適正な業務運営を引き続き推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本広域連合の介護及び障害程度区分の認定審査件数は、県下最大規模であり、今後も県及び関係市町村と連携して、公平、公正かつ迅速な審査会の運営に努めてまいります。

次に、ふるさと事業について申し上げます。

長野地域ふるさと基金の運用益により実施しております。ふるさと事業のうち、人が集う地域づくりプロジェクト事業につきましては、平成二十二年度から毎年テーマを決めて長野地域の魅力などを県内外に情報発信しておりますが、平成二十五年度はテーマを「交流」とし、平成二十六年度末の新幹線長野以北延伸や平成二十七年春に開催される善光寺御開帳に焦点を合わせ、長野地域の一大プロモーションを実施するとともに、長野地域を訪れる観光客に対してはガイドブック、各種メディアを活用した、きめ細かな観光情報を提供することにより長野地域のイメージアップと誘客の促進を図り、長野地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成二十五年度の主要事業と当面する諸課題について申し上げますが、関係市町村におきましては、デフレによる景気低迷や国の地方交付税などの財政措置が見直されるなど、大変厳しい財政状況のもとで行財政改革に取組み、安定した住民生活の確保に御尽力いただいております。

本広域連合におきましても、圏域住民の皆さんから一層信頼される広域行政を推進するため、関係市町村それぞれの個性と魅力を生かしながら、長野地域の一体的な振興と活力に満ちた豊かな地域づくりを念頭に事業を進めてまいります。

議員の皆様におかれましても、なお一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

本日提出いたしました案件は、平成二十五年度一般会計予算のほか五

件であります。

詳細につきましては、人事案件は私から、その後の議案は副広域連合長から説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（岡田荘史君） 黒田副広域連合長。

○副広域連合長（黒田和彦君） 私から、定例会に提出いたしました各議案について御説明を申し上げます。

皆様におかれましては、この別冊となっております、平成二十五年度長野広域連合一般会計・特別会計予算を御覧になっていただきたいと思っております。

まず一ページを御覧ください。

議案第一号、平成二十五年度長野広域連合一般会計予算について、御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ六億七千五百二十三万六千円とするものであります。

第二条において債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、一つ飛んでいただきまして四ページ、四ページに記載の第二表、債務負担行為のとおりであります。A焼却施設、施設整備に係るアドバイザー業務委託料のほか一件であります。

続きまして、恐縮ですがちよつと戻っていただきまして二ページ、三

ページを御覧ください。

二ページ、三ページ第一表、歳入歳出予算でございます。まず、三ページの歳出から御説明を申し上げます。

第一款の議会費、二百五十九万一千円は、議会活動に要する経費を計上したものであります。

第二款、総務費一億一千九十三万三千円は、総務課職員の人件費などの一般管理的経費と、監査、公平、選挙の各委員会の運営費を計上したものであります。

第三款、民生費一億七千五百四十万四千円のうち、第一項施設管理費一千六百二十七万六千円は、福祉施設の管理運営に係る職員の人件費が主なものであります。

第三項、認定審査会費一億五千五百七万二千円は、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の開催に要する経費を計上したものであります。

第四款、衛生費二億八千八百三十二万四千円は、ごみ処理施設の建設に係る人件費や各種調査業務の委託料などを計上したものであります。

第五款、公債費二十六万四千円は、一時借入金の子を計上したものであります。

また第六款、予備費は五十万円を計上いたしました。

次に、左側の二ページを御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。

第一款、分担金及び負担金四億九千九百九万六千円は、関係市町村からの負担金であります。

第二款、国庫支出金七千五百五十四万三千円は、ごみ処理施設の整備に伴う国からの補助金を見込んだものであります。

第三款、財産収入三万四千元は、財政調整基金の運用利子を見込んだものであります。

第四款、繰入金二百五十万円は、一般会計の財政調整基金を繰入れるものであります。

第五款、繰越金九千七百九十八万一千円は、前年度からの繰越金を見込んだものであります。

第六款、諸収入八万二千円は、歳計現金の預金利子と受託事業収入を見込んだものであります。

以上で一般会計予算の説明を終わります。

五ページ以降三十四ページまでは、明細でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、同じ冊子の三十五ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第二号、平成二十五年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ三十一億八千四百十五万五千円とするものであります。

次に、三十六ページ、三十七ページをお開きください。

第一表、歳入歳出予算の、まず右側、歳出から御説明を申し上げます。第一款、民生費二十九億八千四十二万八千円のうち、第一項、養護老人ホーム松寿荘運営費四億二千四百五十八万五千円は、松寿荘の運営に

係る人件費など一般管理的経費のほか、居室の個室化を図るための増築

工事費及び定員百名に係る賄い材料費など、利用者の生活費を計上いたしました。

第二項、養護老人ホームにはしな寮運営費一億六千四百九十八万一千円は、施設運営に係ります一般管理的経費及び定員六十名に係ります生活費を計上したものであります。

第三項、特別養護老人ホーム運営費二十二億二千六百四十一万二千円は、特別養護老人ホーム七施設の運営に係る一般管理的経費及び定員四百八十六名に係る生活費を計上いたしました。

第四項、デイサービスセンター運営費一億五千百七十九万八千円は、デイサービスセンター三施設の運営に係る一般管理的経費及び定員八十名の利用者に係る生活費を計上したものでございます。

第五項、在宅介護支援センター運営費四百六十七万円は、長野市から運営を受託しております戸隠在宅介護支援センターの運営に係る人件費などの一般管理的経費であります。

第六項、財産管理費七百九十八万二千円は、財政調整基金の運用利子などを同基金に積立てるものでございます。

第二款、公債費一億三百七十二万七千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借入れた地方債など借入金の元利償還費を計上したものであります。

次に、左側の三十四ページを御覧ください。  
歳入について御説明を申し上げます。

第一款、サービス収入二十三億八千三百五十七万二千円は、特別養護老人ホームなどの介護保険報酬であります。

第二款 分担金及び負担金二億七千三百三十八万円は、養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金であります。

第三款 財産収入七百九十七万五千円は、財政調整基金の運用利子であります。

第四款 寄附金九千円は、各老人ホームでの寄附金を見込んだものでございます。

第五款 繰入金は四億九千五百五十九万八千円で、第一項の特別会計繰入金一億五千万円は、養護老人ホーム松寿荘の増築工事に伴う長野地域ふるさと事業特別会計からの繰入れ、第二項の基金繰入金三億三千七百五十九万八千円は、財政調整基金からの施設の運営費及び特別養護老人ホーム建設の際に借入れた地方債など、借入金の元利償還費の財源として繰入れるものであります。

第六款 諸収入二千五百六十二万四千円は、受託事業収入と雑入であります。

第七款 繰越金七千円は、前年度からの繰越金であります。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。

三十八ページから百十ページまでは、明細でございますので説明は省略させていただきます。

百十一ページをお開きください。

議案第三号、平成二十五年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二億五千一百一十二万三千円としたものでございます。

次に、百十二、百十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明を申し上げます。

第一款、地域振興整備事業費九千二百五十一万三千円は、長野地域の振興整備のための事業として、人が集う地域プロジェクト事業の経費、更に特別養護老人ホームの建設費として、老人福祉施設等運営事業特別会計に貸付けております長野地域ふるさと基金の元金償還金を同基金に積立てるための積立金などを計上したものであります。

第二款、繰出金一億五千万円は、老人福祉施設等運営事業特別会計へ貸付けるものでございます。

第三款、予備費は五十万円を計上いたしました。

次に、左側の百十二ページを御覧いただきたいと存じます。歳入について御説明を申し上げます。

第一款、財産収入七百四十五万三千円は、長野地域ふるさと基金の運用利子であります。

第二款、繰入金は二億三千八百六十六万六千円でありまして、第一項、特別会計繰入金七千二百八十六万六千円は、特別養護老人ホームの建設の際に貸付けた長野地域ふるさと基金の元金償還金であります。第二項、基金繰入金一億五千万円は、老人福祉施設等運営事業特別会計へ養護老人ホーム松寿荘の居室増築費用として貸付けるため、長野地域ふるさと基金から繰入れるものでございます。

次に第二款、県支出金二百六十万二千円は、人が集う地域プロジェクト事業について県からの補助金を見込んだものであります。

第四款、繰越金一千九十二万二千円は、前年度からの繰越金を見込んだも

のであります。

以上が、予算関係議案であります。

別冊は、以上にいたしましたして、次に議案第四号でございます。

議案第四号、長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、これについて御説明を申し上げます。内容は裏面にございます。

これは、平成二十四年六月に公布されました障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、平成二十五年四月一日付で障害者自立支援法の名称が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改正されること、及び平成二十六年四月一日付で障害程度区分の名称が、障害支援区分と改正されますことから、本広域連合の条例を改正するものでございます。

第一条の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、別表第二に規定する名称を改めるものでございまして、平成二十六年四月一日施行予定でございます。

また、第二条の障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例につきましては、法律の名称を改めますとともに、条例の題名など審査会の名称を改めるものでありまして、施行日は、法律の名称の改正が二十五年四月一日、審査会の名称の改正が二十六年四月一日であります。

以上、議案第一号から第四号まで御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岡田荘史君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号、平成二十五年長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとをお願いをいたします。

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願いをいたします。

なお、発言に当たりましては、議席番号及び氏名をお願いいたします。それでは、質疑に入ります。

議案第一号、平成二十五年長野広域連合一般会計予算、第一条第一表、歳入予算、歳出予算、歳出から行います。

第一款 議会費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。

次に第一款 総務費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。

次に第二款 民生費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
次に第四款 衛生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第五款 公債費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第六款 予備費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
以上で歳出を終わります。  
続いて、歳入を行います。  
第一款 分担金及び負担金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第二款 国庫支出金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第三款 財産収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
次に、第四款 繰入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第五款 繰越金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 進行いたします。  
第六款 諸収入。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

次に、第二号 債務負担行為

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

次に、第二号 一時借入金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

次に、第四号 歳出予算の流用。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

以上で、議案第一号を終わります。

次に、議案第二号、平成二十五年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、第一条第一表、歳入歳出予算、第二号、歳出予算の流用、一括で質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

次に、議案第三号、平成二十五年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

次に、議案第四号、長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(岡田荘史君) 進行いたします。

以上で質疑を終結いたします。

議案第一号から議案第四号までの、以上四件、お手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、それぞれの関係の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第五号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

鷺澤広域連合長。

○広域連合長（鷺沢正一君） 議案第五号、公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

これは、三名の公平委員のうち、竹内喜宜氏が、平成二十五年二月十七日をもって任期満了となったことから、引き続き長野市大字長野桜枝町一七番地の五、竹内喜宜氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。竹内氏は、平成十七年二月十八日から八年間、本広域連合公平委員会委員を務めておられ、現在、長野市公平委員会委員にも御就任されているところでございます。何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岡田荘史君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。  
本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡田荘史君） 御異議なしと認めます。  
採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案どおり、選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。ただいまから常任委員会開会のため、この際、午後四時まで休憩をいたします。

お手元に配付の一覧表のとおり場所を定めますので、開催されますようお願い申し上げます。

（休憩） 午後二時八分

（再開） 午後四時〇〇分

○議長（岡田荘史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の審査が終了しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長、佐藤壽二郎議員。

○総務委員会委員長（佐藤壽二郎君） 十四番、佐藤壽二郎でございます。私から、長野広域連合協議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。以上です。

○議長（岡田荘史君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長、和田英幸議員。

○福祉環境委員会委員長（和田英幸君） 十八番、和田英幸でございます。私から、長野広域連合協議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第でございます。以上です。

○議長（岡田荘史君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから、各委員長の報告に対する質疑、討論、採決を行います。初めに、総務委員会所管の議案第三号、平成二十五年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号、平成二十五年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号、平成二十五年度長野広域連合一般会計予算。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

委員長報告に対する反対。

十一番、小林義和議員。

○十一番（小林義和君） 十一番、小林義和でございます。

私は、平成二十五年年度長野広域連合一般会計予算案を可とした福祉環境委員会委員長報告に対して反対の立場で討論を行います。

反対する主な部分は、歳出第四款、衛生費の委託料、A焼却施設関連業務委託料の施設整備に係るアドバイザー業務ほか、アドバイザー業務にかかわるですね、債務負担行為、そのほかそれに係る歳入部分についてであります。

反対理由の第一は、現段階では、来年度当初予算に、建設業務、建設事業推進の委託料の予算計上はすべきではないということでありませう。

広域連合長挨拶ではですね、長野市に建設を計画しているA焼却施設については、一月二十二日付で地元大豆島地区の住民自治協議会から広域連合長及び長野市長に対して、建設について基本同意書などが提出されたこととあります。その基本同意書には、幾つかの条件を付して同意するが、詳細については別途協定書を締結すると書かれ、住民自治協議会は協定書の締結をもって完全に同意とすると、付した条件が守られなければ同意を撤回することもあるとの見解を示しているとの報道されております。

ところが、広域連合は、協定書自体が締結されていない現段階で、この基本同意書をもってですね、建設予定地の住民の総意で建設計画に合意がされたとしてですね、具体的に発注、建築に向けてですね、計画を推進する経費として当初予算に計上したものであります。

しかも、基本同意書、協定書というものが、広域連合という地方自治体においてどのような位置づけの公文書になるのか、協定の手続き、効

力の根拠など条例等で規定されているのかについては、極めて不明確で委員会でも明解ではありませんでした。そういった規定はないということとであります。

これでは、仮に関係住民が基本同意書も協定書も、関係住民全体の合意ではないと、有効性の根拠等について対抗できるかどうかですね、住民が求めたならばですね、あるいは提訴などしたとすればですね、それに対抗できるのか疑問であります。

更に、ごみ焼却施設の建設計画の策定は都市計画決定が必須条件ですが、また長野市都市計画審議会の議論はされておりませぬし、例えば権堂B-1地区の再開発事業が都市計画審議会でも否決された前例もありません。

以上の点で、当該部分は当初予算からは削除すべきものと考えます。

もう一点、反対理由を申し上げますが、灰溶融炉建設については、従前から再三に渡って指摘をしておりますが、きょうの委員会においてもですね、十分な問題点の説明がされませんでした。

二〇一〇年の十二月の長野市議会において市長は、このように答弁しました。個人的に溶融炉は好きでない、焼却炉が発電した電力なので採算が悪い。その後、広域連合は、灰溶融炉は焼却炉が発電した電力の一五%を消費すると明らかにしておりますが、一五%の根拠は不明確であります。

ちなみに、灰溶融炉のランニングコストもですね、ほかの施設を参考にして広域連合が試算をしたということですが、毎年四億から五億五千万という数字を出しています。焼却炉も合わせると年間約十六億

円の維持費がかかるわけでありませぬ。

灰溶融炉の概算建設費についても、これまで再三、質問をしてまいりましたが、プラントメーカーが手配しないとか、焼却炉と一体で発注するから不明と言っておりましたけれども、広域連合自身の推定ではだすね、十五億から二十億という数字をお示ししております。

しかし、例えば佐世保市の施設は、長野より少し小さな規模で一日二十九トン掛ける二炉ですけれども、三十八億七千万円ですから、長野も更にふえる可能性は否定できません。

さて、長野広域連合、一貫して灰溶融炉の建設に固執している間に、環境省はですね、平成二十二年三月十九日付で「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融炉設備の財産処分）について」という通知を都道府県知事に出しております。

施設補助金を受けて整備した灰溶融炉、平成九年から十六年のものですけれども、廃止しても補助金の返還は求めないという内容であります。通知を出した背景として三点、指摘しておりますが、その第一点は、ダイオキシン対策の推進に伴う排出削減効果、飛灰、焼却灰のダイオキシン濃度の著しい低下により溶融固化処理の必然性が低下した。二番目に、スリーRの推進により最終処分場の残余年数が増加していること。三番目に、温室効果ガス削減は、我が国の環境政策の再重点課題の一つであり、灰溶融炉設備の廃止による燃料等の削減により、温室効果ガスの削減に寄与するということ。この三点であります。いずれも説得力のある指摘だと思います。

更に環境省は、平成二十一年度から発電効率一八・五%以上の高効率ごみ発電施設の国補助交付率、今までの三分の一から二分の一に引き上げ、灰溶融炉から高効率の発電にシフトしているのであります。この点でも、つくった電力を消費するのはもったいないという、こういう見解も極めて当然と思います。

以前、長野市では、現在の建屋を活用して中のプラントだけ更新すれば安くなるというような、この議論、検討がされていたとお聞きしておりますけれども、これも実際に東京都でも行われております。

また、広域連合の調査によってもですね、全国で発生した灰溶融炉の事故は、平成十四年から平成二十三年で十七件に達しております。私も以前、新築直後に事故を起こした静岡の施設を視察し、溶融炉内に入ってみましたけれども、もともと灰溶融炉は技術的に未完成という、多くの専門家が従来から指摘をしていたことをですね、全国の事故は証明しているのだというふうに私は考えております。

これらの状況を反映してですね、平成二十三年四月以降、これは広域連合の調査ですけれども、灰溶融炉を設置しない焼却炉建設計画は、全国で十四施設に上ります。そして、灰溶融炉を休止した施設が、平成二十二年から八施設にも上っているわけでありませぬ。

幾つか廃止した事例を、新聞報道から簡潔に紹介しておきますけれども、最近の事故、平成二十三年四月十七日、広島市の中工場ではですね、炉内の異常事態の感知が遅れて炉の底面です、耐火粘土が焼失して、炉底部から高温で溶け出した千三百度の焼却灰が飛散り火災を起こしたという例であります。安全性の確保に課題があると、市は直ちに廃止を

決めました。廃止決定の要因としてですね、高額な年間維持費のうち、灰溶融炉関連経費は管理要員の人件費込みで八億円、廃止して灰溶融炉に回す電気がなくなり、売電もこれまでの一・五倍になった。スラグの販売も振るわず、資材の材料として売れるのは三五%で、残りは埋立処分をしている。国の通達で廃止しても、補助金を返還しなくてもよくなつたため、などとしております。

仙台市は二十四年度中に廃止です。運転経費が年間八億円かかる一方、スラグの売却額は五年間で僅か一千八百万円とのことです。

八王子市の廃止の一番の理由は、工場全体の電力使用量の三割近くを食うことでもあります。

愛知県八尾クリーンセンターでも補修費が年々ふえ、運営費が年五億円、各市町村財政を圧迫している。運転継続が困難だと。スラグも材質も安定せず、ほとんど売れなかつたため停止したと。

京都市城南衛生組合は、灰溶融炉は大量の電気や灯油を使うので、やめれば年間二億円削減できる、CO<sub>2</sub>削減効果も大きい、スラグの有効利用を広げる展望はないと、このように言っているわけです。

千葉県柏市は、焼却灰中のセシウムがスラグ化で濃縮、基準値を大幅に超えたため炉を停止したということです。

県内では岡谷、諏訪市、下諏訪町でつくる湖南行政事務組合は、対策委員会、大きな事故もなく実用性、安全性で灰溶融炉のないストーカー炉に決定を、最近いたしました。

中日新聞によりますと、中部地方の地方自治体担当者は、来年度は運転を続けるが、個人的にはもうやめたいと胸中を明かしたとの報道をし

ております。時事通信も、廃止を検討する自治体が相次いでいると報じました。

以上、まとめますと、灰溶融炉を建設しないメリットは、大きく三点になります。

平成十九年に灰溶融炉建設を行わないと決めた高岡の地区広域圏事務組合議会の議員協議会の資料が、これを的確に表現しております。一番目は経済性。建設費、運転管理費、修繕費が不要になる、溶融スラグの有効活用が困難。溶融スラグのストックヤードの建設が不要になると。

先ほどの委員会でも、長野広域連合の場合、スラグの収益は一トン当たり数百円ということで、収益はもう認められないと、収益は望めないと、このように言っておりました。二番目は安全性。事故、トラブルのリスクが生じないと。三番目は環境問題。売電量の増加が、CO<sub>2</sub>換算すれば温室効果ガスの発生抑制になると。これが高岡の議員協議会の資料であります。

最後に、環境省自身が、灰溶融炉によるダイオキシン、ごみ対策を根本的に見直しをしているのであります。今、環境の時代に要請に応えることこそ賢明な選択ではないでしょうか。

なぜ、これほどまで問題点が明らかになった灰溶融炉に固執するのか、大きな疑問を抱かざるを得ません。コンサルタント、プラントメーカーの言うがまま計画を進めるならば、私たちは将来に大きな禍根を残すことになるでしょう。この無謀とも言える灰溶融炉建設計画、一たん白紙に戻して広域連合内に灰溶融炉施設検討委員会を設置し、ごみ減量化の促進により焼却施設の規模縮小もあわせて再検証することを提案をいた

しまして、私の反対討論を終わります。

議員各位の賢明なる御判断を求めたいと思います。以上であります。

○議長（岡田荘史君） 次に、委員長報告に反対。

十六番、田沢佑一 議員。

○十六番（田沢佑一君） 十六番、田沢佑一。

私は、ただいま提案されております議案第一号、平成二十五年度長野広域連合一般会計予算の決定に対し、委員長報告に対し反対する立場から討論いたします。

平成二十四年度予算についても反対いたしました。その時、冒頭で今まで若干曖昧な態度をとって来たと申し上げました。それは、現焼却場建設計画の原案、素案を策定した当時の環境推進課長の山口研造君が高校の同期であったことも影響しているのではないかと思います。

次に、本案歳出中、衛生費、環境推進費の中で、B焼却施設関連業務委託料九千八百十五万円の計上は、福祉環境委員会の質疑でも明らかかなように、焼却処理方式が灰溶融機能を含むとして、いまだに不透明であります。一般的に、灰溶融機能を含む焼却炉は、ガス化溶融炉になります。

私は、地元議員として、たびたびこのガス化溶融炉固執した場合、地元同意が容易でないことを指摘してまいりました。また昨年の討論で、ガス化溶融炉、灰溶融炉については、ただいま小林議員も申し上げたとおり、事故多発、溶融スラグの未利用、溶融飛灰のダイオキシンはガス

状のため、バグフィルターを通り抜けてしまうことなどが確認され、更に千三百度以上の高温で処理するため、ランニングコストの増大で地方財政を圧迫していることを、各市の事例が教えていると申し上げました。また一昨年の原発事故により、溶融スラグは新たに放射能が凝縮され、溶融スラグ利用が一層困難になると指摘いたしました。

一年経過して、これらの問題に私を納得させる抜本的改善策が何ら図られておりません。私は昨年の討論の中で、裁判事例から推察いたしますと、焼却方式がいまだに定まらないことは、本施設建設においても談合の世界があるのではと考えられると指摘いたしました。これは、私が議会選出監査委員を務める千曲衛生施設組合のし尿処理施設建設に対する住民監査請求があり、談合問題について全国市民オンブズマンに属する弁護士先生などとも連絡を取り、私なりに徹底的に学習した結果の発言でありました。

焼却方式が一般的で、技術的にも広く世間に認知されているストーカ方式をぶれずに堅持するならいざ知らず、各地で問題を起こしている、様々な危険性や問題点が指摘され、全国的には先ほどの小林議員の事例のとおり、大きく見直されている問題に、なぜ固執するかを、だれもが納得する説明を関係市民に明らかにすることを求め、反対討論といたします。

○議長（岡田荘史君） 委員長報告に賛成。

五番、小林義直議員。

○十一番（小林義直君） 五番、小林義直でございます。

私は、福祉環境委員長の委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議会上程されました議案第一号、平成二十五年度長野広域連合一般会計予算中、四款衛生費に福祉環境委員会で反対意見がございました。この反対の理由の論拠を幾つか言われましたけれども、先日、市長へ提出されました大豆島地区の基本同意書、この決定段階に問題があるといわゆる、これは民主的に決定されたものではない。だから、地域の総意ではないと、こういう理由の一つにございました。

私は、そう思っておりません。大豆島地区住民自治協議会は、新たな党であります。その党が採決を行って決定をしたことでもあります。一名の反対があつたと聞いておりますけれども、私は大豆島地区の総意であると認識をしております。そして、その地区は、これから協定書を締結していくんだと。もちろん様々な条件がこれから出されるんでありましようけれども、それに向けての当広域連合としても準備を進めていかななくてはならない、そういう予算も入っているわけでありま。

現時点でのこの予算計上は正しくないと言われましたけれども、私は、今ここで、この予算は必要だと、こういうふうにも思っています。賛成をいたしました。

もう一点、ただいま二名の方から灰溶解について反対の意見が出されました。私も事故があつたことは承知しております。また、当連合で採用しようとしているのは違う方式の溶解ということも聞いています。私の持論でありますけれども、この長野市が、この最終処

分場、須坂さんで協力をいただければと願っているわけでありますけれども、そんなに十分な土地があるわけではございません。そういった中では、一つには、私は灰溶解は必要であると。ただ以前、福祉環境委員会でも意見として申し上げましたけれども、この溶解スラッグの半分を道路路盤材として活用する、あとは埋立てるんだと、こういう方式とお聞きをしました。私は、全部を再利用するべきだというふうに思っています。もちろん、現時点で採算がとれるとは思っておりません。先ほどの福祉環境委員会でもそういう報告はいただきました。が、しかし、これは各市民が出されるごみから出る残さであるわけでありまして、ここには税金の投入はしてもいいだろうというふうに私は思っているんです。

ですから、具体的には、もう既に技術が確立されているこの溶解スラッグから、例えばインターロッキングをつくっていく、道路でなくして歩道の、削れない歩道に活用していく。もし軟粘度の溶解スラッグに不純物が入って危険だということがあつた時には、それがチェックをできる、例えば市道何号線、県道何号線、その歩道に活用するべきであり、そして課題が出た時には、それを取換えられる。そういう研究をしてほしい、そこに、この税金は投入しても市民の御理解はいただけるんじゃないだろうか。いわゆる真の循環型社会に向かった、この長野広域モデルを構築してほしい。こう願っている一人であります。

今回の予算には、その溶解方式も含めての予算でもあるわけでございます。私は賛成をいたしました。

以上の理由から、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡田荘史君） 採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく各常任委員会所管の議案第四号、長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び長野広域連合障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岡田荘史君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可し

ます。

鷺澤広域連合長。

○広域連合長（鷺澤正一君） 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、本広域連合においては、ごみ処理施設の建設や高齢者福祉施設の運営を初め、重要な課題が山積しておりますが、今後も関係市町村と協力し、課題の解決に向け取組んでまいりますので、議員の皆様のご支援、御協力をお願い申し上げます。

例年になく寒い日が続いており、インフルエンザが流行しておりますが、議員の皆様には健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田荘史君） 以上をもちまして、平成二十五年二月長野広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後四時二十八分



地方自治法第二百三十三條第二項の規定により署名する。

平成二十五年三月二十九日

議長 岡田 莊 史

副議長 豊田 清 寧

署名議員 松井 英 雄

署名議員 塚田 實